

平成 18 年 6 月 9 日

各 位

名古屋市中区栄三丁目 7 番 20 号
株 式 会 社 ア ト ム
代 表 取 締 役 社 長 植 田 剛 史
(コード番号 7412 名証・東証二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 野 原 滋 公
(TEL: 0 5 2 - 2 4 9 - 5 2 2 5)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 18 年 5 月 24 に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に一部訂正がございましたので、下記のとおり訂正してお知らせいたします。

記

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
(優先配当金の除斥期間) 第10条の11 第32条の規定は、優先配当金および 優先中間配当金についてこれを準用する。	(優先配当金の除斥期間) 第12条の11 第47条の規定は、優先配当金および 優先中間配当金についてこれを準用する。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 2 章 の 2 優 先 株 式	第 2 章 の 2 優 先 株 式
(優先配当金の除斥期間) 第10条の11 第32条の規定は、優先配当金および 優先中間配当金についてこれを準用する。	(優先配当金の除斥期間) 第12条の11 第44条の規定は、優先配当金および 優先中間配当金についてこれを準用する。

(定款変更案の網掛けは、訂正部分を表しています。)

以 上